

## 第3章 計画の内容

### 1. 基本理念

- 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができるまち
- 一人ひとりの意見や考え方が反映され、市民・地域・関係団体・事業者・行政が協働で進める社会となるまち

を基本理念とし、本市の将来像である「人・自然・文化―島の宝が育つまち」を目指します。

### 2. 基本目標

この計画では、男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場において行動に結びつくことを目指して、次の基本目標を定めます。

市民一人ひとりの人権が尊重され

- 誰もが安心して、心豊かに暮らすことができる社会づくり
- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり

### 3. 重点目標

第3次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の8つの「重点目標」を設定します。

1. 男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革
2. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
3. 男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実
4. 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
5. 生涯を通じた男女の心身の健康支援
6. 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画）
7. 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）
8. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

## 重点目標 1

## 男女共同参画社会の形成に必要な制度・慣行の見直し、意識の改革

## 【現状と課題】

社会の制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらない多様な生き方の選択を阻むなど、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

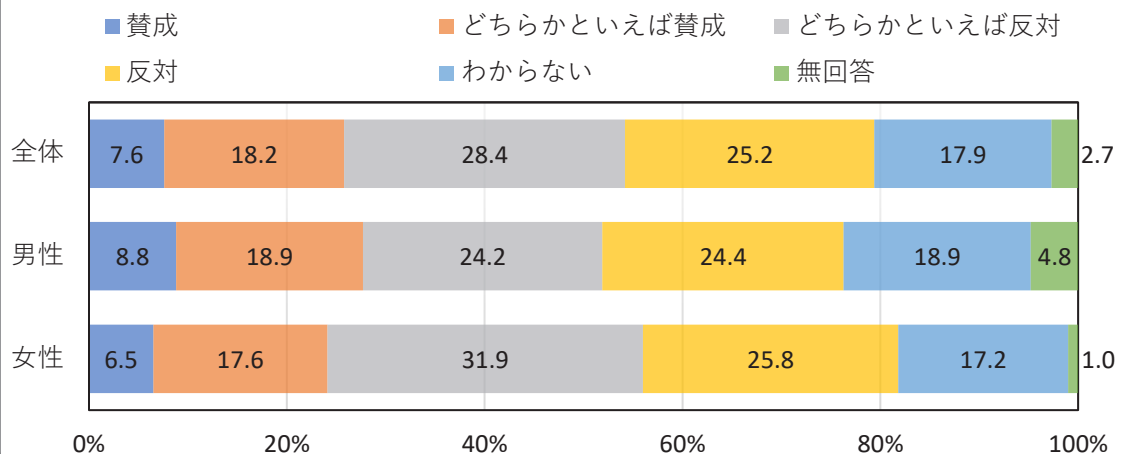
このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きな影響を及ぼしています。

令和3年に実施した市民アンケートによると、「社会通念・しきたりでは」、「政治や行政では」、「全体的にみて」で、男性の方が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」・「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計した回答）と回答した割合が高く、依然として男女の地位の不平等感が存在します。

この意識は時代とともに変わりつつありますが、意識の中に根強く残っていることから、市民生活を支える市のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを進める必要があります。

また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

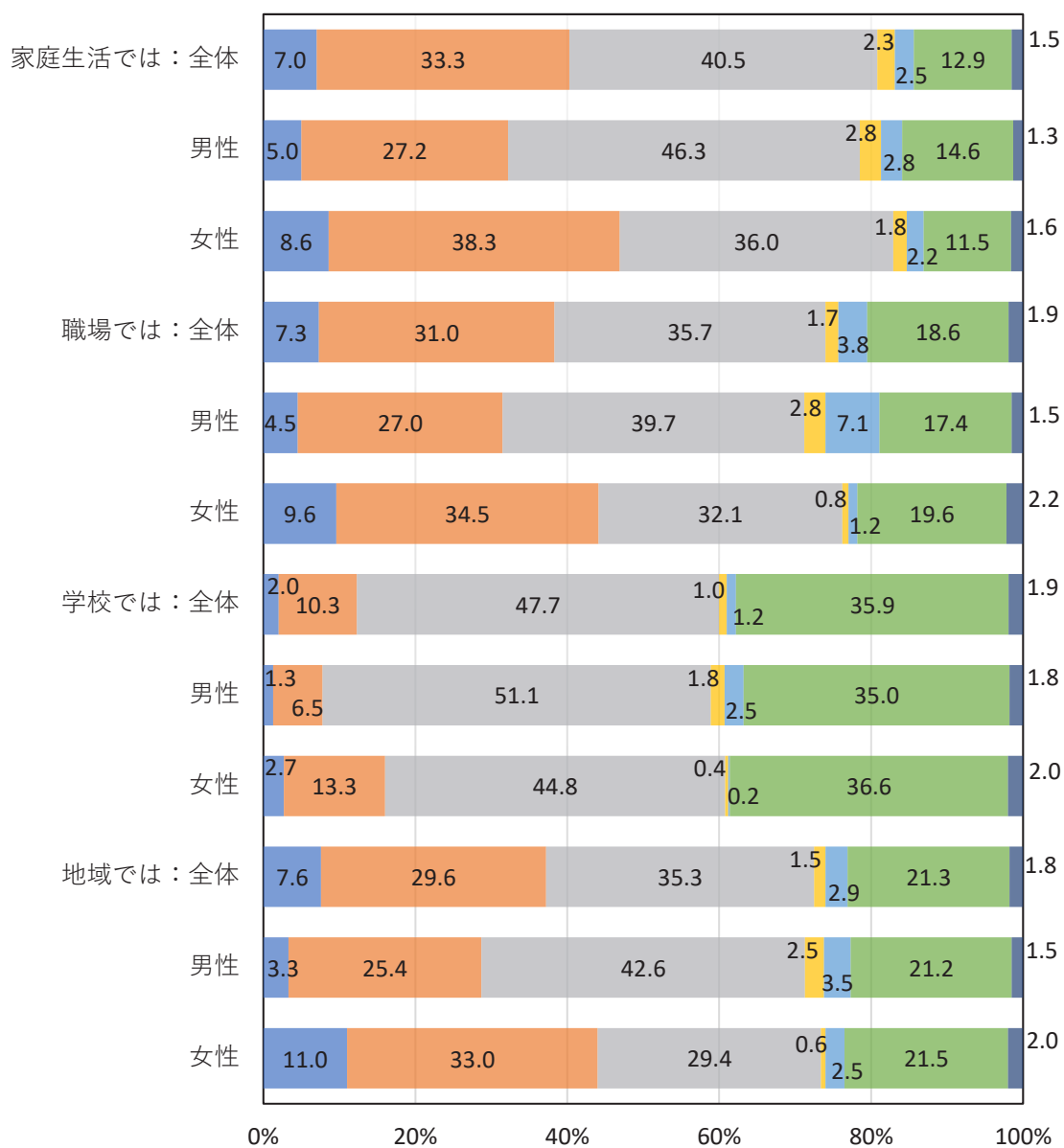
## □「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方□



【資料：市民アンケート】

## □男女の地位の平等感①□

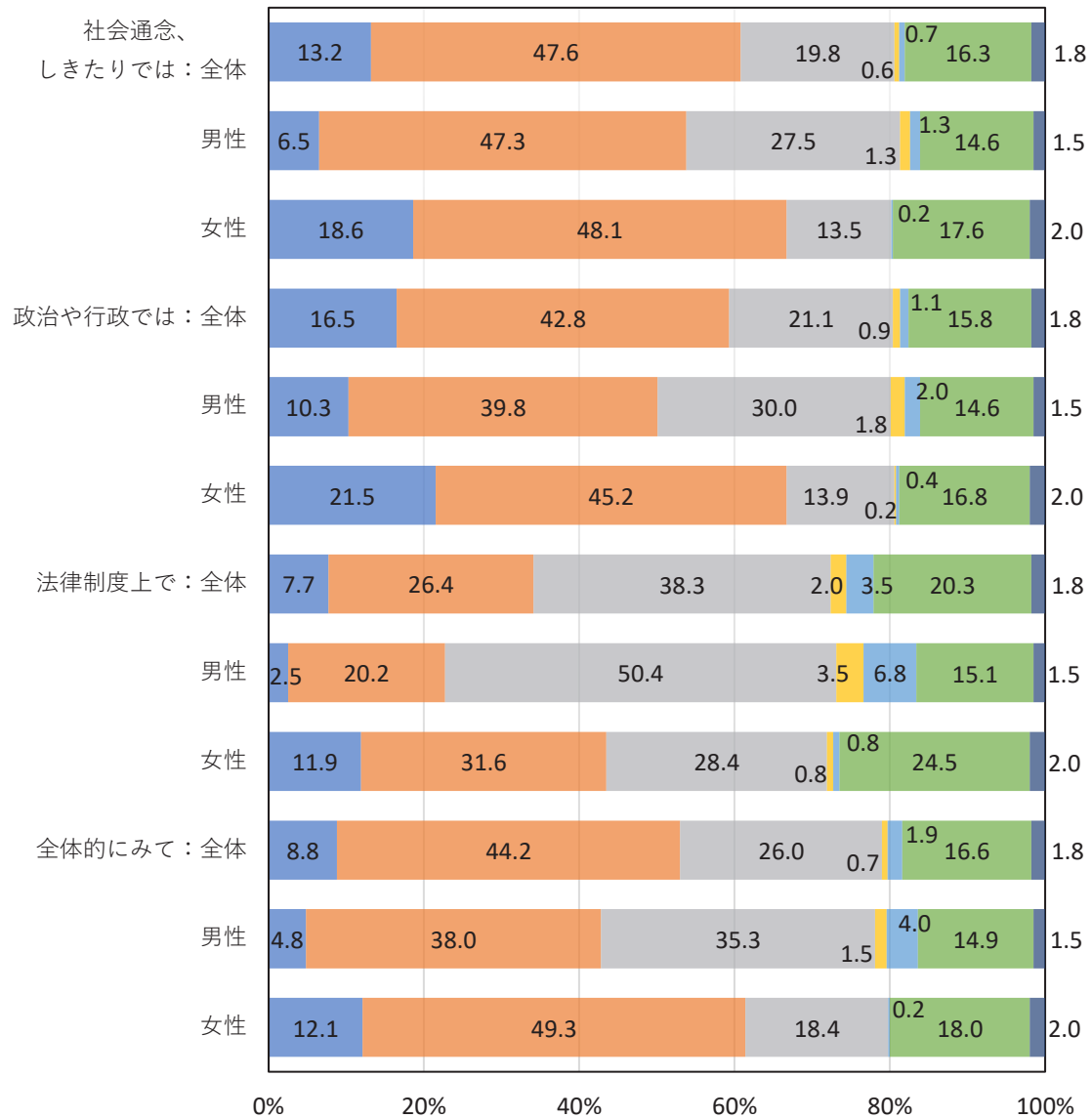
- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等
- 女性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- わからない
- 無回答



【資料：市民アンケート】

## □男女の地位の平等感②□

- 男性の方が非常に優遇されている      ■ どちらかといえば男性が優遇されている
- 平等      ■ 女性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性が優遇されている      ■ わからない
- 無回答



【資料：市民アンケート】

### 施策の方向① 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直しへの取組

| 施策の概要                         | 内容                                                                          | 担当課          |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ① 家庭、職場、地域における教育・学習の推進        | 男女共同参画の視点による各種研修会の開催や出前講座を実施し、性別に基づく不合理な社会制度や慣行・しきたりを見直す意識を醸成するための取組を推進します。 | 地域支援課        |
| ② 男女共同参画に関する調査・研究の実施          | 男女共同参画に関する市民の意識や現状を把握するため、市民アンケートを実施するほか、情報の収集・整備・提供に努めます。                  | 地域支援課        |
| ③ 市民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施 | 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策については、市民アンケート等により市民の意見を反映します。   | 企画課<br>地域支援課 |
| ④ 男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施   | 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、必要に応じた見直しを行います。         | 企画課<br>地域支援課 |

### 施策の方向② 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進

| 施策の概要                        | 内容                                                                                                           | 担当課            |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ① 広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発    | 市広報紙等を活用し、男女共同参画社会形成のための普及啓発活動を展開します。                                                                        | 総務課<br>地域支援課   |
| ② 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 | 「鹿児島県男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」、「人権週間」等の様々な機会を捉え、男女共同参画の理解を深める普及啓発活動を展開するとともに、関連する情報を積極的に提供します。              | 福祉事務所<br>地域支援課 |
| ③ 市職員の男女共同参画に関する理解促進         | 市民生活に係る施策の策定・実施を担う市職員の男女共同参画意識は、それらの施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼすことから、全ての職員が男女共同参画について正しく理解するための研修を実施します。 | 総務課<br>地域支援課   |

## 重点目標 2

### 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

#### 【現状と課題】

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、商店街の衰退、1次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決には、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。このことを受け、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、女性に配慮した避難所運営などを求めてきましたが、平成28年4月に発生した熊本地震でも、対応が不十分なケースが見受けられました。その後も災害が多発している上、自治体の防災部局と男女共同参画部局や男女共同参画センターの間の連携が不十分な状況ということもあり、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の改定版として「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が令和2年5月に新たに作成されたところです。

防災に係る意思決定の場に女性が参画することや、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立が求められています。

本市では、市民一人ひとりのより豊かで活力に満ちた暮らしづくりを支えるために、自治公民館連絡協議会、自治会等地域コミュニティにおける組織等が、市と協働して、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの取組が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、性別や年齢、障がいの有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支えるといった、人権尊重と男女平等を基盤とする、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。



| 施策の方向① 地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進     |                                                                                                                            |                                   |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 施策の概要                               | 内容                                                                                                                         | 担当課                               |
| ① 地域づくり活動における男女共同参画推進の基盤づくり         | 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。                                                                           | 地域支援課                             |
| ② 地域における慣行の見直し及び方針決定過程への女性の参画に向けた取組 | 地域において、固定的性別役割分担意識に基づく旧来の運営のあり方や活動の内容等の慣行の見直しに向けた意識啓発、学習機会の提供等を行うとともに、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。 | 地域支援課<br>関係各課                     |
| ③ 男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進         | 高齢男女が他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、一人ひとりの知識や経験、技能を生かした社会参加を支援します。                                                          | 社会教育課<br>高齢者支援課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |
| ④ 男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進       | 地域における犯罪の発生を予防するための防犯活動及び高齢者の見守り活動などに、男女双方の幅広い世代の参画を促進します。                                                                 | 高齢者支援課<br>福祉事務所<br>地域支援課          |
| ⑤ 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立            | 地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。                                           | 総務課<br>地域支援課                      |
| ⑥ 文化の伝承や地域活動への参画促進                  | 文化の伝承や地域活動など、男女幅広い世代の参画を促進します。<br>特に郷土芸能は、少子化に伴う後継者不足の状況にあり、伝承活動への支援や発表機会の充実に取り組みます。                                       | 社会教育課                             |

## 重点目標 3

## 男女共同参画を正しく理解し、推進するための教育・学習の充実

## 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

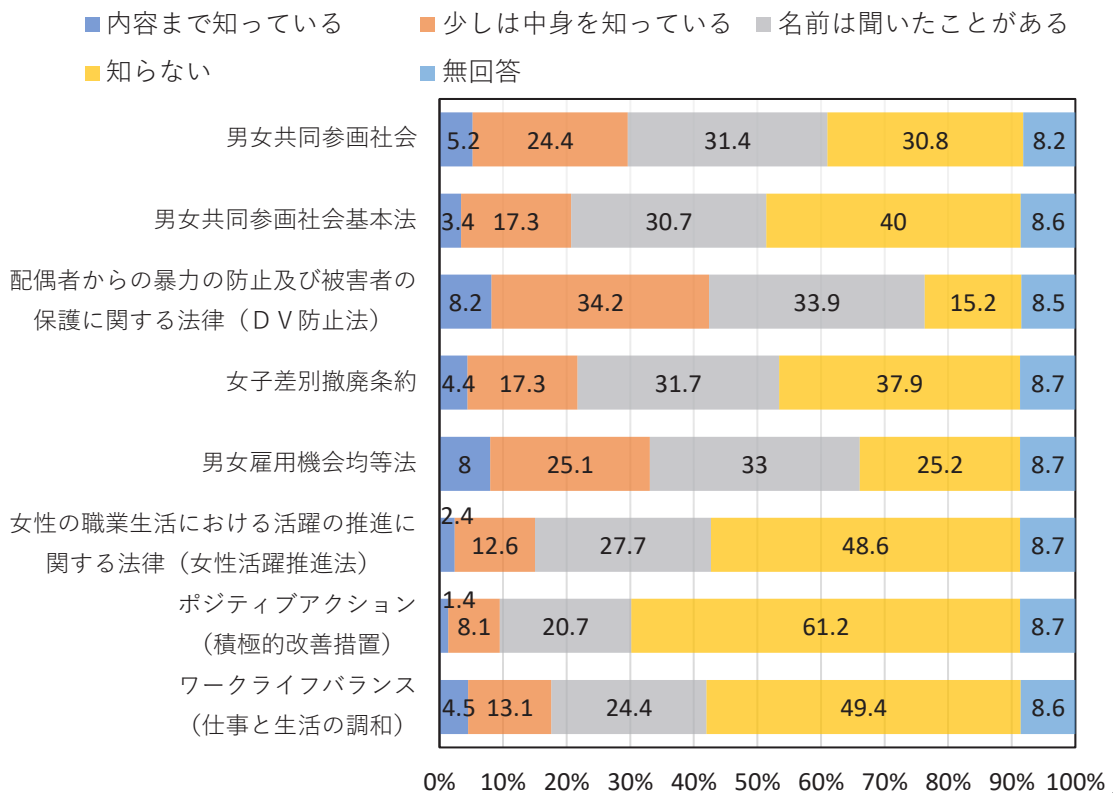
市民アンケートにおいても、「男女がともに活躍できる社会の実現に向けて、西之表市が力を入れるべきこと」として、約5割の人が「子どもの頃からの男女平等教育の推進」が必要であると回答しています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。なかでも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていくことが重要です。

また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメントを促進する必要があります。

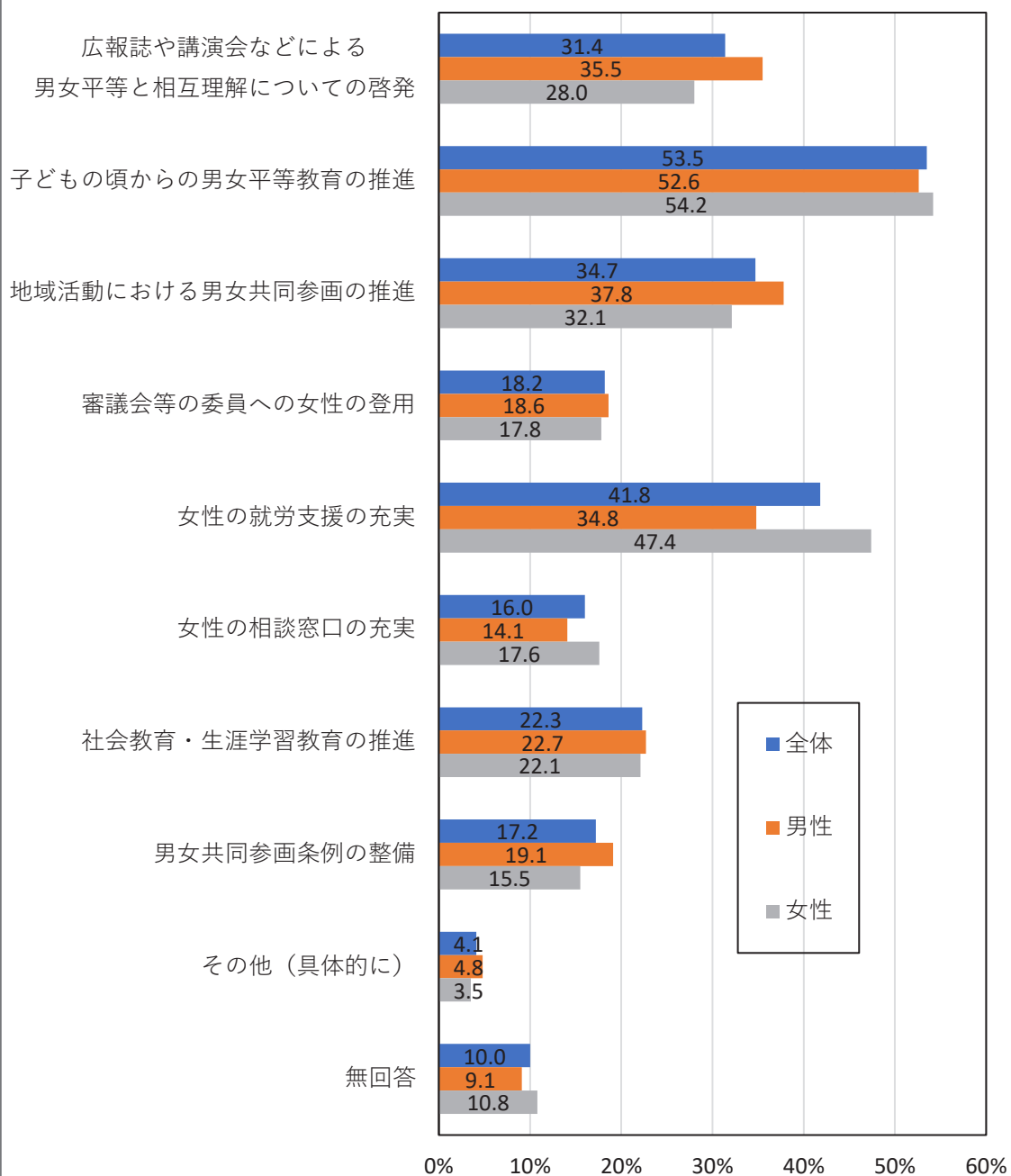
## □ 男女共同参画の関連用語の認知度 □



【資料：市民アンケート】



□男女がともに活躍できる社会の実現に向けて  
西之表市が力を入れるべきこと□



【資料：市民アンケート】

### 施策の方向① 学校等における人権尊重と男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

| 施策の概要                              | 内容                                                          | 担当課                     |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ① 教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進 | 教職員（幼稚園教諭を含む。）や保育士等を対象に、男女共同参画の理念を理解するための研修等を実施します。         | 学校教育課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |
| ② 学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実  | 各教科や特別活動などの学校教育活動や学校の運営全体が、人権尊重と男女平等の理念のもとに行われるための取組を推進します。 | 学校教育課                   |

### 施策の方向② 家庭や地域における男女共同参画の理解の促進

| 施策の概要                          | 内容                                                                                                                  | 担当課                     |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ① 地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供    | 地域における男女共同参画に関する学習機会を提供します。なお、ファミリー・サポート・センターの活用等により、育児中の市民の学習を支援します。                                               | 福祉事務所<br>地域支援課          |
| ② 社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進   | 社会教育において、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識を醸成するための学習機会を提供するとともに、様々な学習に男女共同参画の視点を立てることを推進します。そのような学習には、女性のみならず男性の積極的な参加を促します。 | 社会教育課<br>地域支援課          |
| ③ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実 | 男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する学習機会と子育てに悩みを抱える保護者等に対する相談体制の充実を図ります。                                                          | 社会教育課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |
| ④ 各種相談員への意識啓発                  | 男女共同参画について理解を深め、男女共同参画の視点をもって相談業務に従事できるよう、相談員を対象に研修会を実施します。                                                         | 総務課<br>福祉事務所<br>地域支援課   |

### 施策の方向③ 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

| 施策の概要                                   | 内容                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                     |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ① 男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 | <p>男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの総合的なキャリア教育を推進します。</p> <p>その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性について、理解の促進を図ります。</p> <p>また、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるよう、進路指導や職場体験・インターンシップなどの体験活動を推進します。</p> | 学校教育課                   |
| ② 生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進                 | <p>男女が人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう、時代に即応した様々な生涯学習の機会を提供します。</p> <p>また、男女が生涯において学び続け、能力を発揮できるよう、学習機会の提供を促進します。</p>                                                                                                                              | 学校教育課<br>社会教育課<br>地域支援課 |

### 施策の方向④ 性の多様性についての理解促進

| 施策の概要                                 | 内容                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                            |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ① 性的少数者（LGBTQ）への偏見と差別の解消に向けた、正しい理解の促進 | <p>性的少数者（LGBTQ）であることを理由にした偏見や差別の解消により、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう性の多様性に関する正しい理解促進のための情報提供を行う等、啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。</p> <p>学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みます。</p> <p>市職員については、適切な対応ができるよう研修を実施します。</p> | 総務課<br>福祉事務所<br>学校教育課<br>地域支援課 |

## 重点目標 4

### 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われており、これらの暴力の根絶は男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。

市民アンケートによると、配偶者や親しい異性から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを1度でも受けた経験があると回答した人は250人・28.2%で前回調査(210人・21.6%)から増加していますが、配偶者や親しい異性から暴力を受けた経験のある男性の56.9%、女性の51.0%、全体53.1%は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

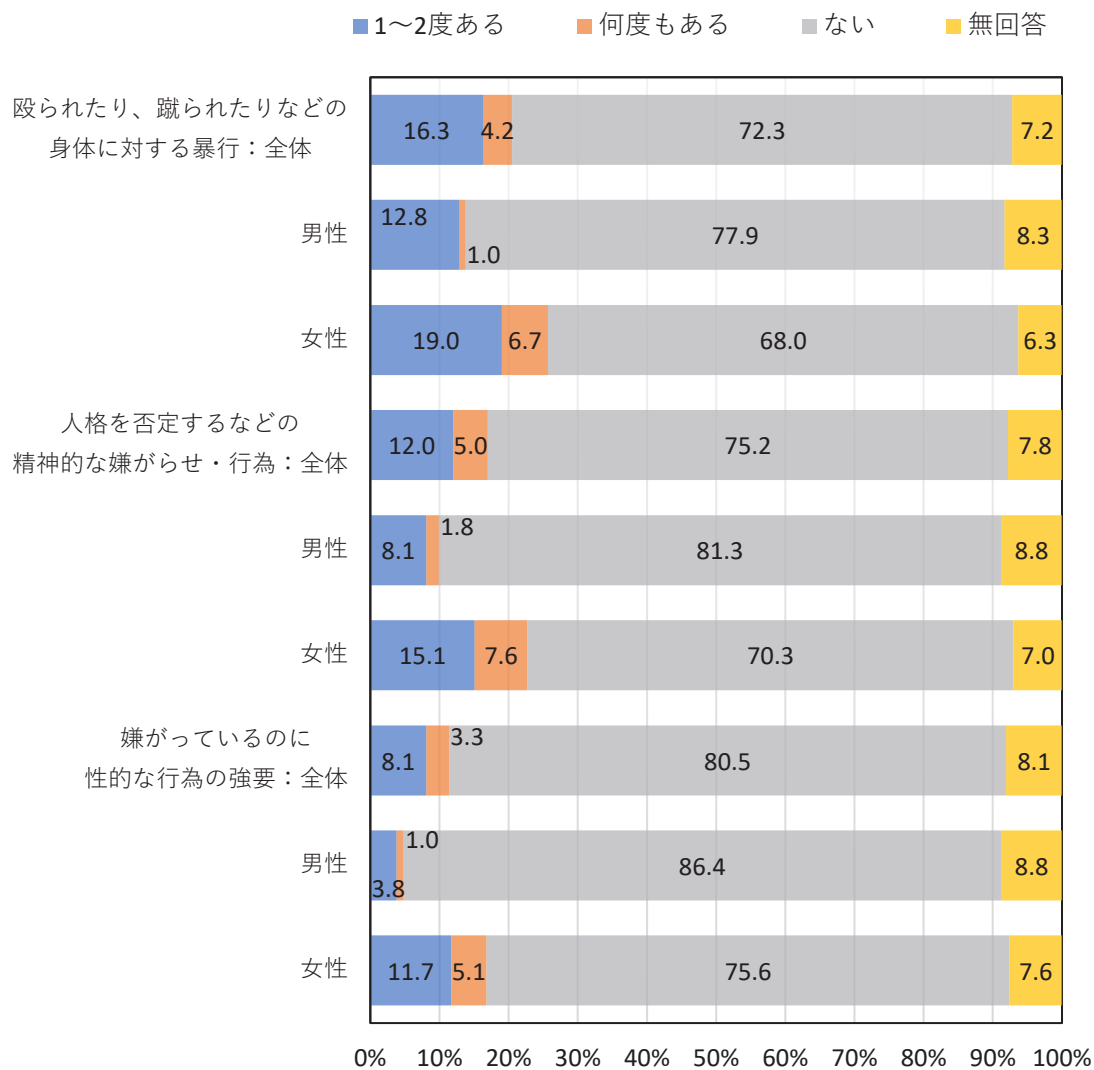
一方、被害者が必要とする支援を提供し、将来において新たな被害者を生み出さないために、加害者対応の必要性も高まっています。

また、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力をはじめ、「暴力」は一層多様化しています。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

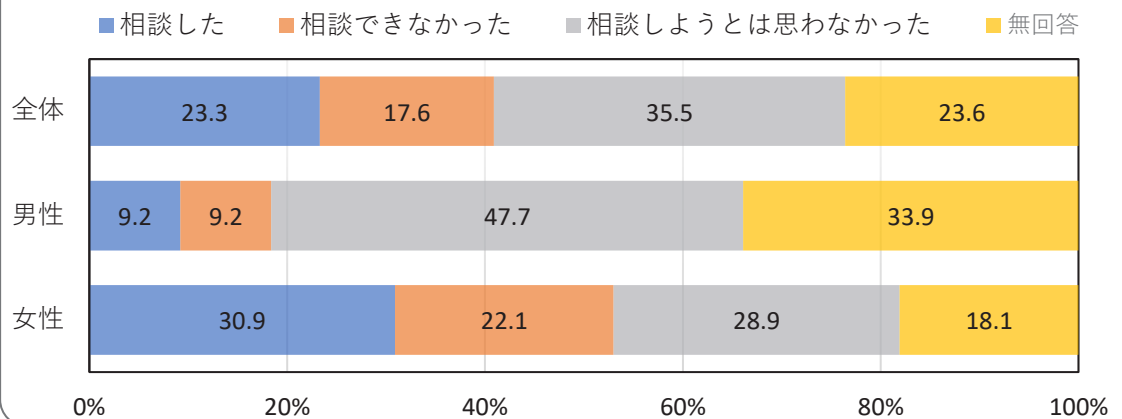
また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

## □配偶者等から暴力・DVを受けた経験□



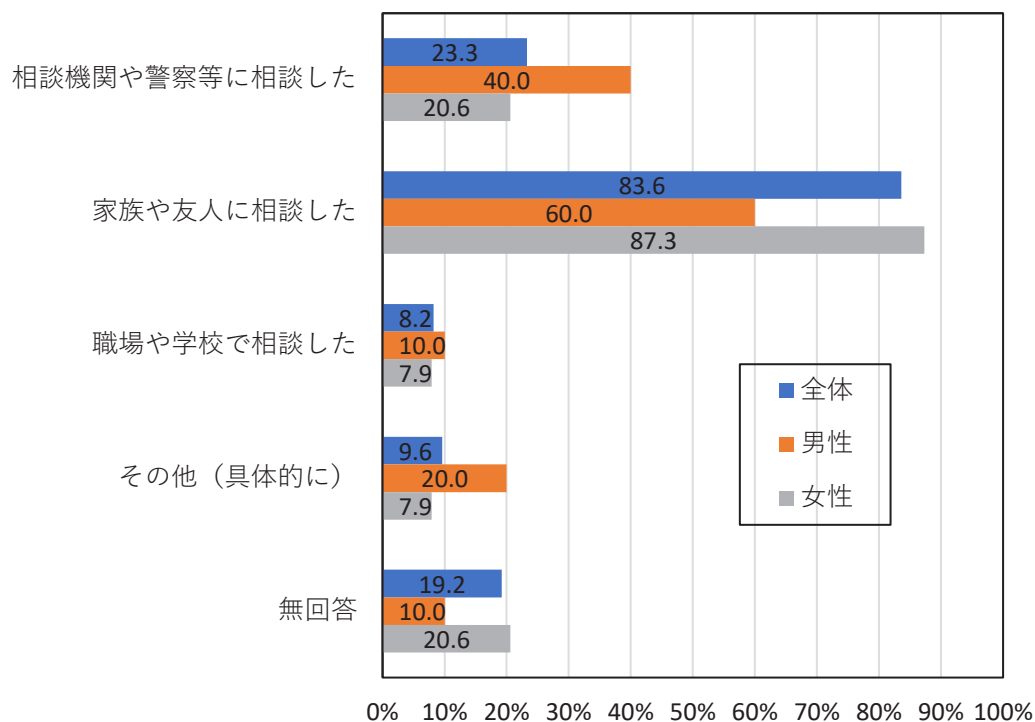
【資料：市民アンケート】

## □配偶者等からの暴力・DVの相談状況□



【資料：市民アンケート】

## □配偶者等からの暴力・DVについての相談先□



【資料：市民アンケート】

## 施策の方向① 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

| 施策の概要                       | 内容                                                                                                                                     | 担当課                              |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ① 暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり       | 関係機関・団体と協働して広報・啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。                                                                                          | 福祉事務所<br>地域支援課                   |
| ② あらゆる暴力の防止対策の推進            | 配偶者等からの暴力、セクハラ、性犯罪、ストーカー行為等は、重大な人権侵害であるという認識を高めるため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識や男女平等意識を高める教育や広報・啓発に取り組みます。                          | 学校教育課<br>社会教育課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |
| ③ 子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進 | 子どもたちに対して、暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習機会を提供します。また、交際相手からの暴力を予防・防止するため、民間団体と協働して、教育関係者や生徒・学生、保護者等を対象にした研修会の開催などに取り組みます。 | 学校教育課<br>社会教育課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |



## 施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

| 施策の概要                           | 内容                                                                                                                               | 担当課                                        |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ① 総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実 | 地域の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう基本計画を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、関係機関・団体等との連携強化を図ります。                                       | 福祉事務所<br>地域支援課                             |
| ② 被害者の早期発見のための環境づくり             | 地域において、民生委員・児童委員等の日常生活でかかわりを持つ人々の間で、被害者を早期に発見し、適切な支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度についての研修会の開催や情報提供等を行います。             | 福祉事務所<br>地域支援課                             |
| ③ 被害者の安全の確保                     | 身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関と連携・協力して、一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。                                                              | 福祉事務所<br>地域支援課                             |
| ④ 相談体制の充実                       | 相談者に適切な対応が取れるよう相談員・支援者への研修機会の充実を図ります。<br>また、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成し、相談しやすい体制づくりを推進します。                          | 福祉事務所<br>地域支援課                             |
| ⑤ 配偶者等からの暴力への対応                 | 配偶者等からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や保健医療関係者等を対象に、配偶者等からの暴力に関する理解を深め、若年層が相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図るための研修等を実施し、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。 | 学校教育課<br>社会教育課<br>高齢者支援課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |

### 施策の方向③ 相談窓口の周知と相談体制の充実

| 施策の概要                       | 内容                                                                                         | 担当課            |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ① 配偶者等からの暴力に関する住民への広報・啓発の促進 | 市広報紙やリーフレット等を活用し、各相談窓口について広報・周知します。                                                        | 福祉事務所<br>地域支援課 |
| ② 安心して相談できる相談環境の整備          | プライバシーの保護や相談者の心情に配慮した相談室の環境づくりに取り組むとともに、多様な相談ニーズに対応するため、関係機関等との速やかな連携が図られるよう、体制の整備に取り組めます。 | 福祉事務所<br>地域支援課 |

### 施策の方向④ 関係機関及び支援機関との連携の強化

| 施策の概要               | 内容                                                                                                     | 担当課                                      |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ① 関係機関等との連携・協力体制の充実 | 西之表市配偶者等からの暴力対策庁内連絡会議を開催し、被害者の保護に関し、庁内の関係部署が相互に連携し、配偶者等からの暴力の被害者への的確な支援を行います。                          | 学校教育課<br>建設課<br>高齢者支援課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |
| ② 相談体制の充実に向けた研修等の実施 | 被害者と接する機会の多い窓口担当者等に対しては、配偶者等からの暴力の特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応による被害者への更なる被害（二次被害）を防止します。 | 総務課<br>高齢者支援課<br>福祉事務所<br>地域支援課          |

## 施策の方向⑤ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

| 施策の概要                          | 内容                                                                                                          | 担当課                            |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ① 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 | 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上講ずべき措置の周知を図り、相談体制の充実を図ります。                      | 総務課<br>経済観光課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |
| ② 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 | 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」に基づき、全教職員を対象とした研修の実施や苦情処理体制の整備など防止対策の取組を推進します。 | 学校教育課<br>教委総務課                 |
| ③ 社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進   | 学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します。                                                            | 地域支援課                          |

## 重点目標 5

## 生涯を通じた男女の心身の健康支援

## 【現状と課題】

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別にかかわらずすべての人が、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野において主体的に行動するための基盤となる心身の健康に関する取組は重要です。

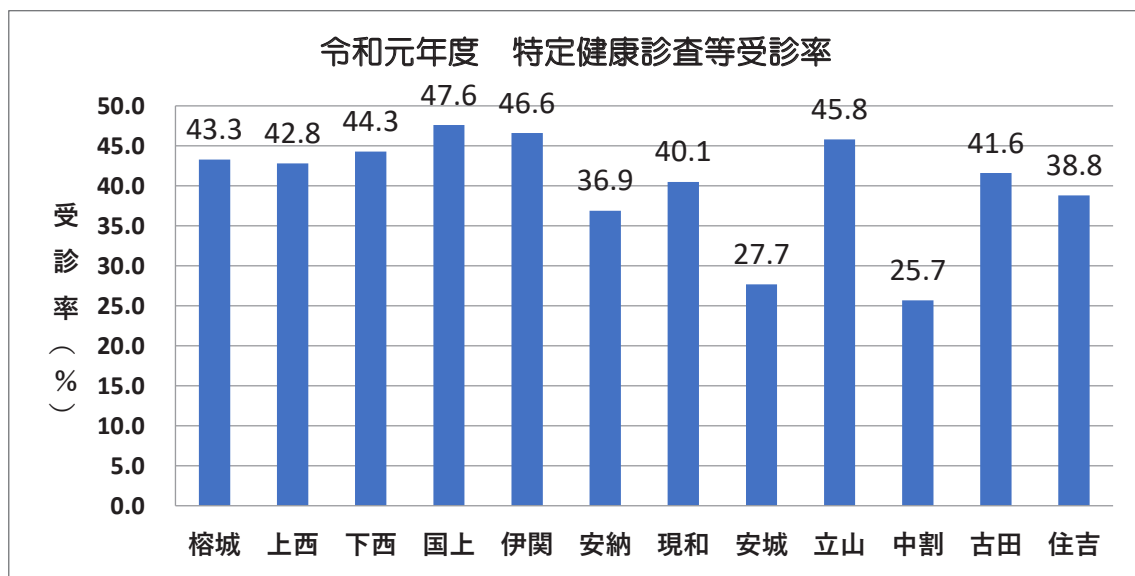
そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手できるようにすることに加え、特に女性においては妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性があるといった、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

さらに、近年の女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

また一方で、望まない妊娠や性感染症の実態がありますが、その背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー）があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

加えて、鹿児島県の自殺者の約7割は男性であり、この背景には、職場で長時間労働を強いられていたり、家庭で経済的負担を負っていたりする男性の姿があり、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況にあります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。



【資料：健康保険課】

## 令和元年度 特定健康診査等受診状況（人間ドック・情報提供を含む）

| 校区名 | 受診対象者  | 受診者    | 受診率  |
|-----|--------|--------|------|
| 榕城  | 1, 378 | 597    | 43.3 |
| 上西  | 138    | 59     | 42.8 |
| 下西  | 406    | 180    | 44.3 |
| 国上  | 286    | 136    | 47.6 |
| 伊関  | 133    | 62     | 46.6 |
| 安納  | 111    | 41     | 36.9 |
| 現和  | 357    | 143    | 40.1 |
| 安城  | 83     | 23     | 27.7 |
| 立山  | 24     | 11     | 45.8 |
| 中割  | 35     | 9      | 25.7 |
| 古田  | 113    | 47     | 41.6 |
| 住吉  | 227    | 88     | 38.8 |
| 市全体 | 3, 291 | 1, 396 | 42.4 |

【資料：健康保険課】

## 施策の方向① 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

| 施策の概要                        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                       | 担当課                     |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ① 心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供 | <p>男女が、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健（検）診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や健康支援を推進します。</p> <p>特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目しつつ、近年における女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた、適切な健康の保持・増進を支援します。</p> | 健康保険課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |

| 施策の方向① 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援（つづき）   |                                                                                                                                                                                                              |                                  |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 施策の概要                            | 内容                                                                                                                                                                                                           | 担当課                              |
| ② 健康づくり推進体制の充実                   | 保健センターを健康づくりの拠点として、利用しやすい体制づくりを推進します。<br>また、健康づくり推進員などの協力を得ながら、各地域主催の健康づくり教室などを開催し、地域ぐるみの健康づくりを推進します。                                                                                                        | 健康保険課                            |
| ③ 男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援      | 男女の身体的違いに配慮するとともに、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指数が悪く、30代、40代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。<br>また、男性は悩みや問題を一人で抱え込み、精神面で孤立しやすいなど、男女の生活習慣や意識、就労・生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制の充実を図ります。 | 健康保険課<br>福祉事務所<br>地域支援課          |
| ④ 性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備 | 性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。<br>また、女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見・予防のための普及啓発や、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、女性が受診及び相談しやすい環境を整備します。                                                                                      | 健康保険課<br>福祉事務所<br>地域支援課          |
| ⑤ 各世代に応じた保健事業の実施                 | 広報活動を強化し、健（検）診受診率向上を目指します。<br>国保特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上により、生活習慣病の発症及び重症化予防を目指します。                                                                                                                              | 健康保険課                            |
| ⑥ 地域や学校等における食育の推進                | 食生活を取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されていることから、性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。<br>その際、若い女性のやせすぎや貧血、中高年の肥満の予防、男性の家事や健康管理の能力向上にも配慮します。                            | 学校教育課<br>教委総務課<br>農林水産課<br>健康保険課 |

### 施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

| 施策の概要                                         | 内容                                                                                                                                                       | 担当課                              |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての概念の普及啓発 | 男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の重要性について、市民への理解の浸透に取り組みます。                                                                              | 健康保険課<br>福祉事務所<br>地域支援課          |
| ② 性に関する正しい知識の普及                               | 子どもたちが、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるとともに、一人ひとりの生命と人権を尊重し、相手を思いやり、対等でより良い人間関係を築いていくことができるよう、学校と家庭や地域、関係機関が連携・協力し、学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。 | 学校教育課<br>健康保険課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |

### 施策の方向③ 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

| 施策の概要                               | 内容                                                                                    | 担当課   |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ① 男女を問わずスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境整備 | 男女がそれぞれの年齢や体力、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、生涯スポーツの振興に努めます。 | 社会教育課 |
| ② スポーツ・レクリエーション活動における女性参画の拡大        | 地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ・レクリエーションに関する指導ができる女性の人材の養成・活用を支援します。                             | 社会教育課 |



## 重点目標 6

### 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進(女性活躍推進計画)

#### 【現状と課題】

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。

そのため、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子を出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す本市の曲線は、30代前半を底とするゆるやかなM字カーブを描いています。次に、雇用形態（全国）についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など、就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

また、非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の是正に向けた取組が必要です。

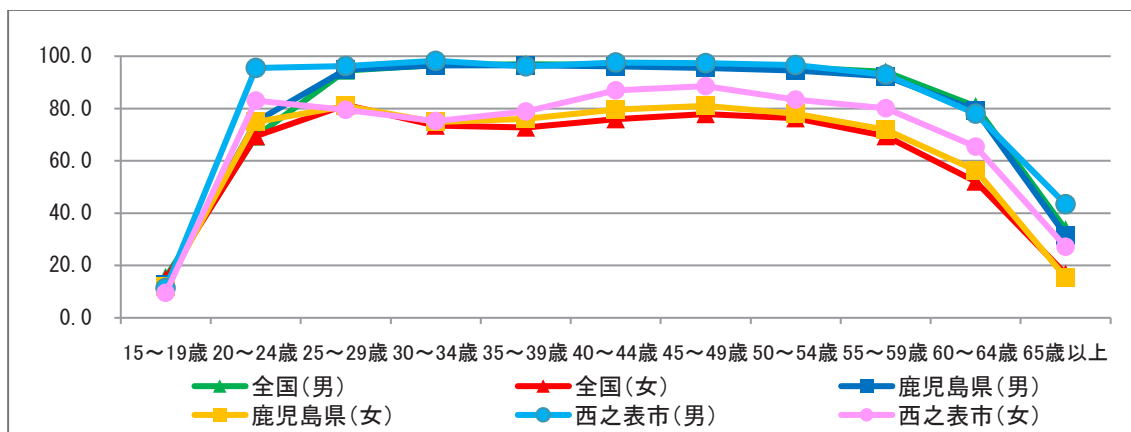
なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など、人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の発生拡大により住民の生活様式は変容し、また経済活動は大きな影響を受けました。このような中で、健康な生活を確保し、地域経済を力強く回復させていくために、その担い手としての女性の活躍の重要性が増しています。

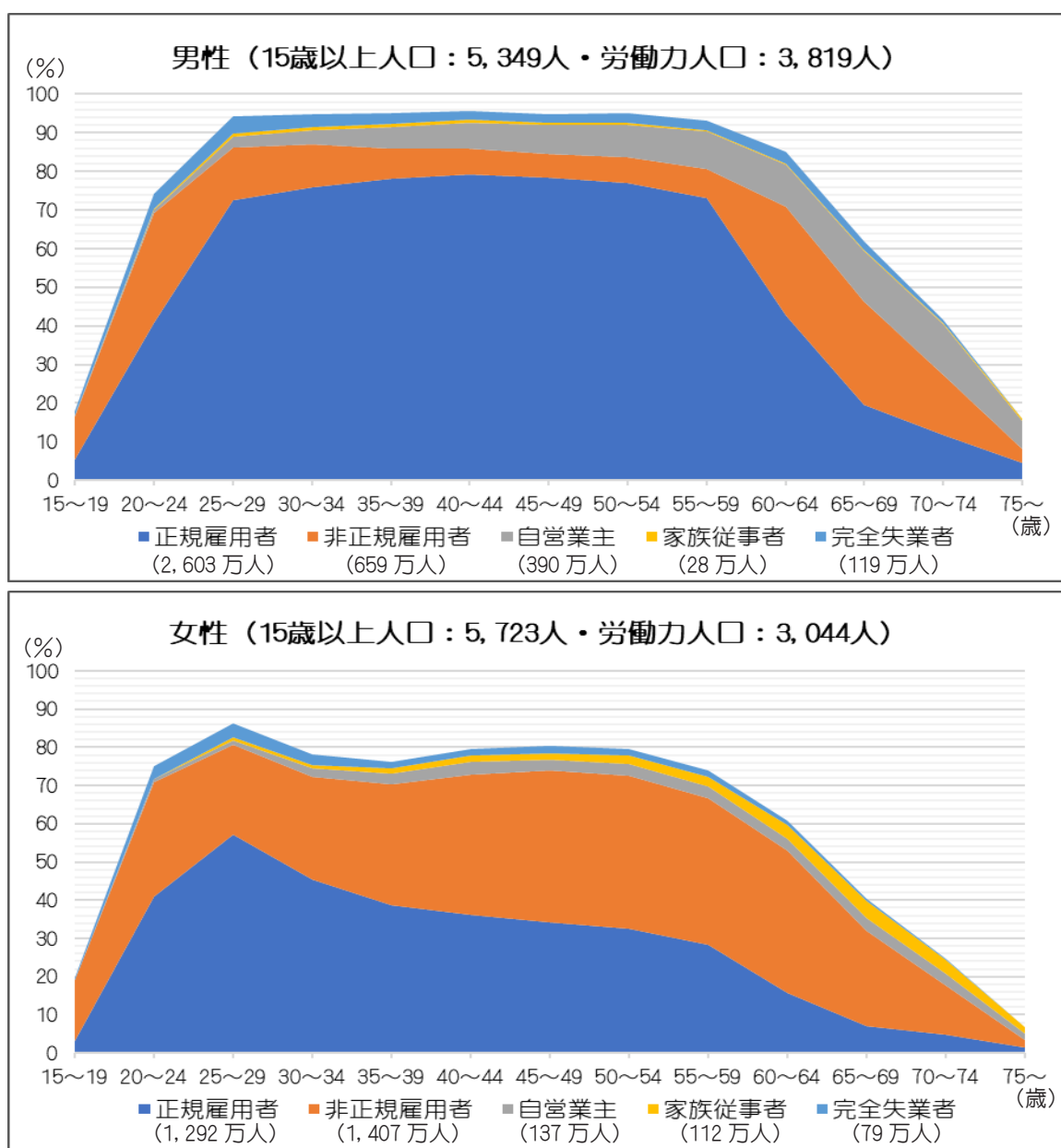
人口減少が進む中、将来にわたって活力ある日本社会を維持するには、維持可能な地域社会を構築する必要があります。人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、女性の活躍をめぐる状況や住民の意識も地域によって様々であることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

## ●【男女別年齢階級別労働力率（平成 27 年）〔全国、県、本市〕】



【平成 27 年国勢調査】

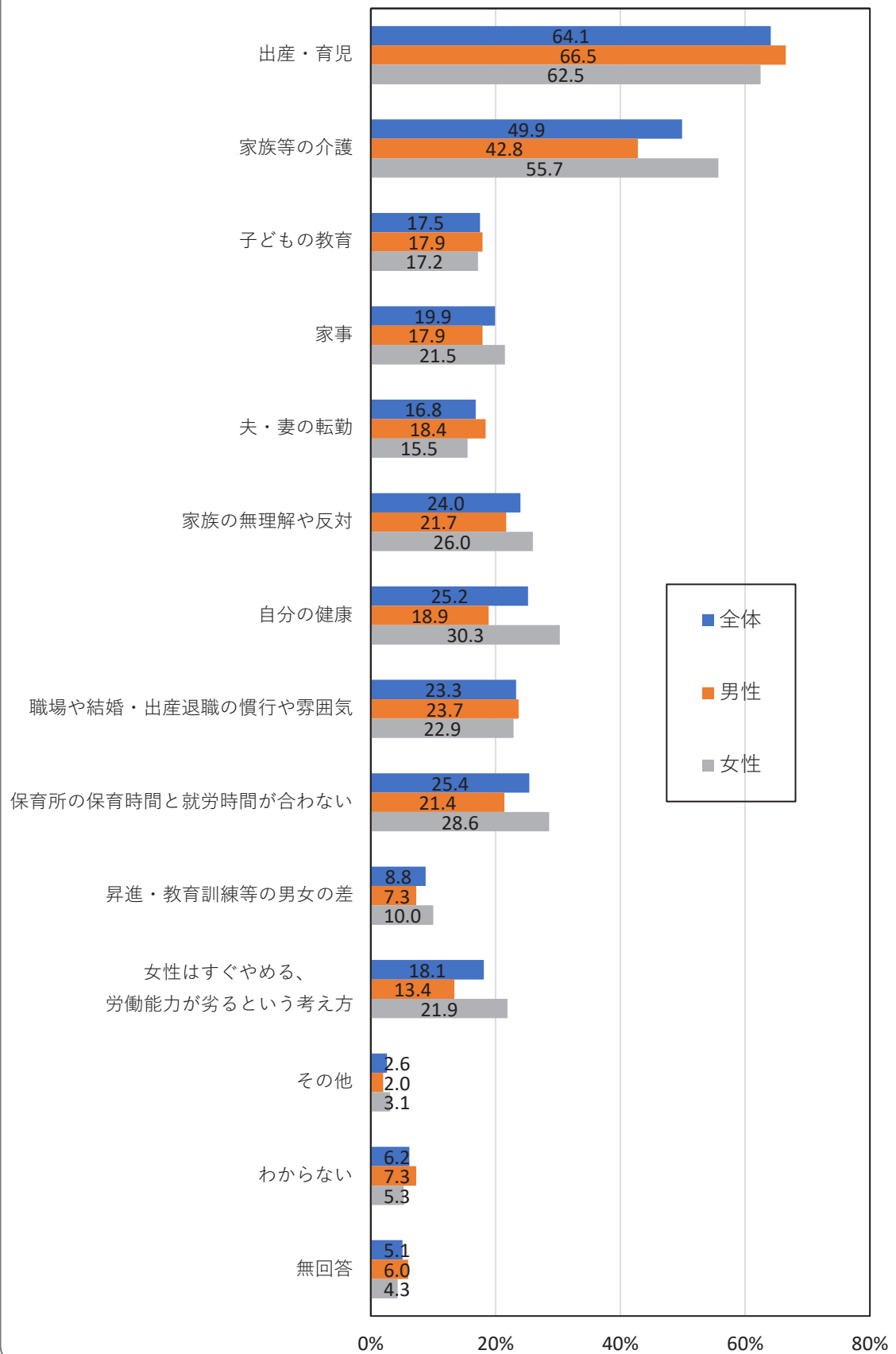
## ●【年齢階級別労働力率の就業形態別内訳（男女別・令和 2 年度）】



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計第1～2表）」（2020年度）より作成。

2. 正規雇用者は「正規の職員・従業員」と「役員」の合計。非正規雇用者は「非正規の職員・従業員」。

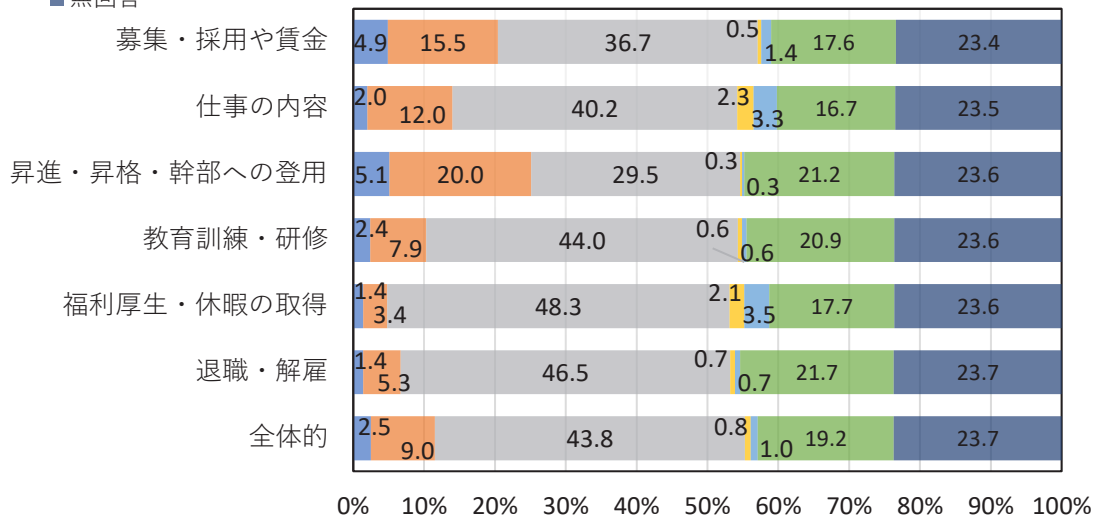
## □女性が長く働き続けるうえで困難になっている理由□



【資料：市民アンケート】

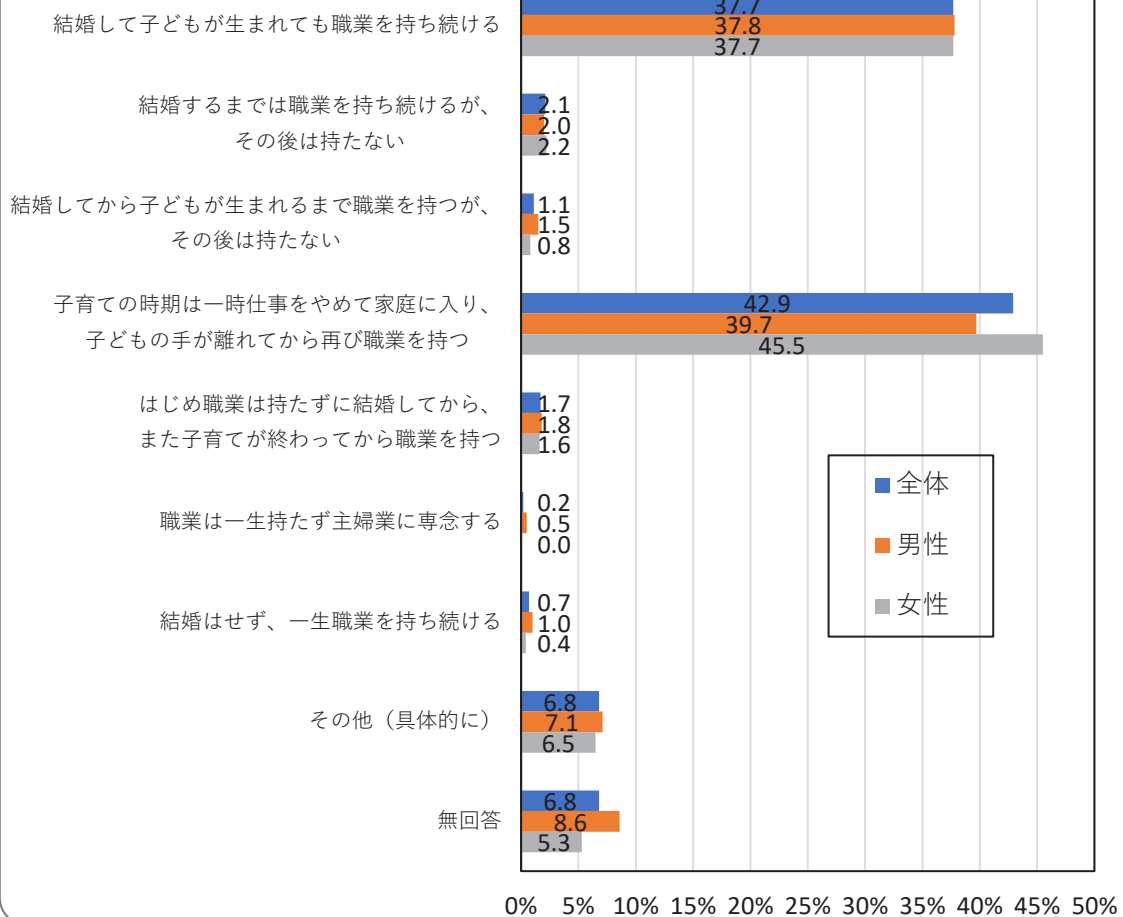
## □職場における処遇の違い□

- 男性の方が非常に優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性が優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性が優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- わからない



【資料：市民アンケート】

## □女性の職業とのかかわり方□



【資料：市民アンケート】

### 施策の方向① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

| 施策の概要                                | 内容                                                                                                                                                         | 担当課                   |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保            | 募集・採用、配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止を規定する男女雇用機会均等法関係法令の幅広い周知・啓発を推進します。                                                                                      | 経済観光課<br>地域支援課        |
| ② 非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発 | パートタイム労働者や有期雇用労働者などの非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を規定するパートタイム・有期雇用労働法（「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）をはじめ、関係法令の周知を図ります。 | 経済観光課<br>地域支援課        |
| ③ ハラスメント防止対策の推進                      | 性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を行います。                                                                                  | 総務課<br>経済観光課<br>地域支援課 |
| ④ 雇用に関する各種相談窓口の周知と情報提供               | 雇用の場における差別や就業条件、その他労働に関する相談窓口の周知と情報提供を行います。                                                                                                                | 経済観光課<br>地域支援課        |

### 施策の方向② 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備

| 施策の概要                                 | 内容                                                                                                                                                           | 担当課            |
|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ① 農林水産業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進 | 農林水産業に従事する女性の家事・育児・介護等の負担の軽減や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進し、女性が男性と対等なパートナーとして農林水産業経営に参画することを実現するために、女性に経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供するとともに、農業分野においては、家族経営協定の締結を推進します。 | 農業委員会<br>農林水産課 |

### 施策の方向② 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備 (つづき)

| 施策の概要                               | 内容                                                                                                                                                     | 担当課            |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ② 商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進 | <p>商工業等自営業の就業環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、女性の経営における役割や貢献が適正に評価されるよう商工会等を通じた普及啓発を行います。</p> <p>また、女性の経営等の方針決定過程への参画を促進するため、能力開発の機会提供に努めます。</p> | 経済観光課          |
| ③ 農林水産業・商工業等自営業従事者への学習機会の提供         | <p>農林水産業・商工業等自営業に従事する女性の労働が適正に評価されるように、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取り組みを働きかけるとともに、労働軽減技術に関する情報提供など、安全で快適に働くための研修機会や情報の提供に努めます。</p>                        | 農林水産課<br>経済観光課 |

### 施策の方向③ 一人ひとりの能力を発揮するための支援

| 施策の概要         | 内容                                                                                                                                                                 | 担当課            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ① 就業継続や再就職の支援 | <p>多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活においてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援を行います。</p> <p>子育て・介護をしながら就業を目指す女性に対して、就職に役立つ情報やテレワーク等の学習機会の提供、関係機関との連携などを通して再就職を支援します。</p> | 経済観光課<br>地域支援課 |
| ② 職業能力開発等の支援  | <p>専門的な技術が習得できるように、職業訓練に関する情報提供を行います。</p>                                                                                                                          | 経済観光課<br>地域支援課 |
| ③ 起業に対する情報提供  | <p>商工会等関係機関と連携して、起業に関する知識や手法に関する情報提供を行います。</p>                                                                                                                     | 経済観光課          |

### 施策の方向③ 一人ひとりの能力を発揮するための支援（つづき）

| 施策の概要                       | 内容                                                                                                                                                                                      | 担当課                      |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ④ 高齢男女の就業支援への取組             | 高齢者の健康で自立した暮らしと、生きがい作りを目的とした多様な働き方のために、シルバー人材センター等の関係機関と連携して就業に関する支援を行うとともに、「高齢者雇用支援月間」のPR等を通して事業所への啓発を進めます。                                                                            | 福祉事務所<br>高齢者支援課<br>地域支援課 |
| ⑤ 障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備及び支援 | 障がいのある人の生活の安定と自立を支えるため、相談支援体制の充実と、課題を共有し解決を図るため協働していく機関の機能強化を図ります。<br>また、ハローワーク・障害者就業・生活支援センター・県障害者職業センター等関係機関と連携して、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備を推進するとともに、「障害者雇用支援月間」のPR等を通して事業所への啓発を進めます。 | 福祉事務所<br>地域支援課           |
| ⑥ 生活困窮状態にある人に対する自立に向けた支援    | 生活困窮者自立支援法に基づき設置された「くらしサポートセンター」を包括的な相談支援の拠点として、さらに充実を図ります。<br>また、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じて、その自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援、就労支援、居住確保支援、家計相談支援等を包括的にを行います。                             | 福祉事務所<br>地域支援課           |



## 重点目標 7

## 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）

## 【現状と課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め、家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

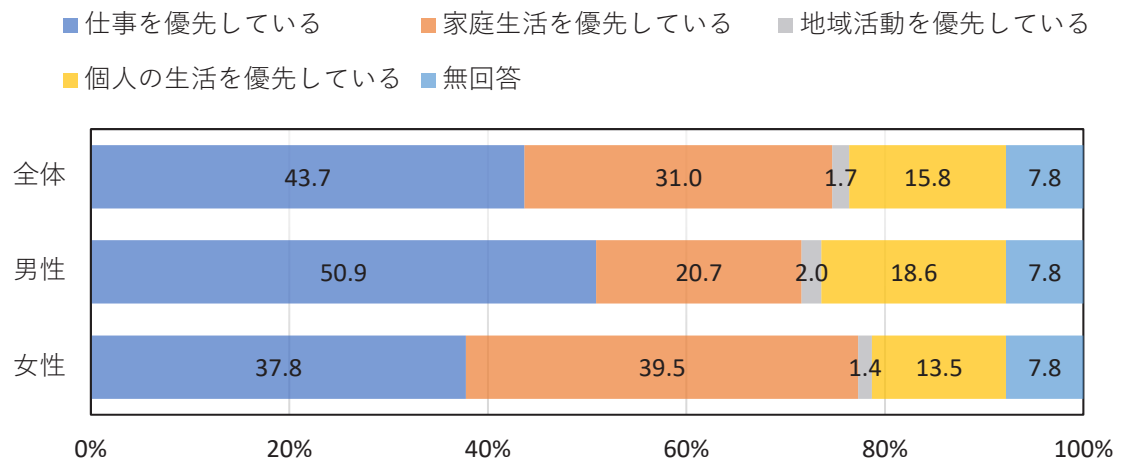
また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることは、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

しかしながら、市民アンケートで「仕事」「家庭生活」「地域活動」「個人の生活」の優先度について尋ねたところ、全体で約4割の人が「仕事」を優先しており、男女別にみても男性は前回と同様に「仕事」を、女性は今回のアンケートでは前回と異なり、「仕事」より「家庭生活」を優先している人の割合が高い傾向が見られました。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

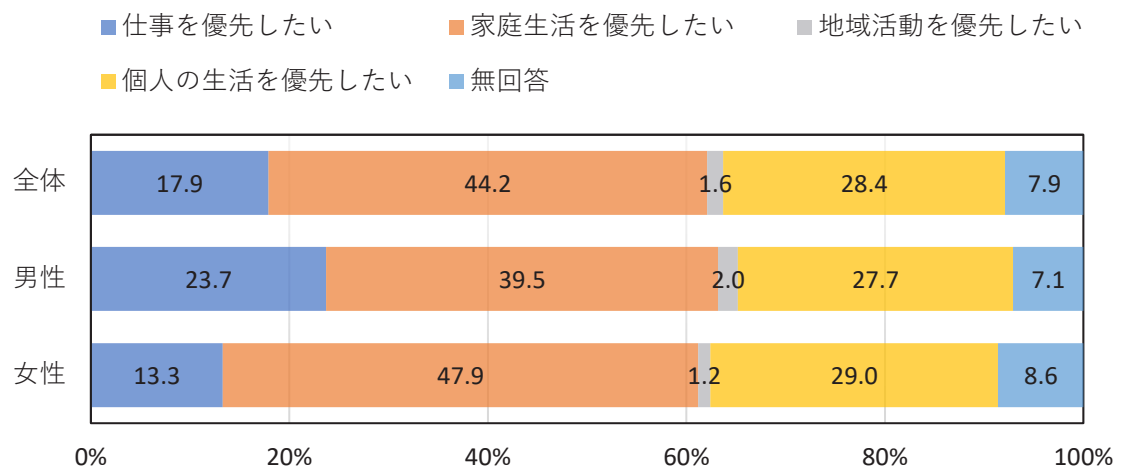


## □仕事・家庭生活・地域活動等の優先度（現状）□



【資料：市民アンケート】

## □仕事・家庭生活・地域活動等の優先度（希望）□



【資料：市民アンケート】

| 施策の方向① 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境の整備 |                                                                                                                                                                  |                                         |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 施策の概要                               | 内容                                                                                                                                                               | 担当課                                     |
| ① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進               | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、事業所における職場優先の組織風土の变革や、男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を進めます。                                | 総務課<br>経済観光課<br>地域支援課                   |
| ② 就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進          | 働き方改革に基づき、残業時間の短縮や有給休暇取得を推進するとともに、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。<br>また、農林水産業や商工業等自営業においても、従事者の仕事と育児や介護との両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための普及啓発に努めます。                  | 総務課<br>農林水産課<br>経済観光課                   |
| ③ 仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進      | 育児や介護による休業、短時間や短日数の勤務等、ライフスタイルに応じた多様な働き方が、公正な処遇が確保された上で、主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。<br>育児休業制度や介護休業制度、その他仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知を図り、事業所におけるそれら関係制度の定着に努めます。 | 総務課<br>農林水産課<br>経済観光課<br>福祉事務所<br>地域支援課 |

| 施策の方向② 多様なライフスタイルに対応した子ども・子育て支援の充実や介護の支援 |                                                                                                                                                                                          |                                 |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 施策の概要                                    | 内容                                                                                                                                                                                       | 担当課                             |
| ① 多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実              | <p>子育て家庭の多様なニーズに対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の様々な保育サービスの充実を図るとともに、保育所待機児童が発生することがないように努めます。</p> <p>また、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。</p>                                        | 高齢者支援課<br>福祉事務所                 |
| ② 子育て支援拠点施設等の整備                          | <p>就業の有無にかかわらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援拠点施設の整備を図るとともに、臨時的・突発的な保育等を地域における相互援助活動として行う一時預かり事業やファミリー・サポート・センターの利用促進と機能の充実を図ります。</p> <p>また、子どもの就学後も保護者のニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図ります。</p> | 学校教育課<br>福祉事務所                  |
| ③ 地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備                | <p>子育て家庭相互や子育て家庭と地域の人々との交流が図られるよう、交流の場の提供や子育てサークル等の取組を促進するなど、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。</p> <p>また、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みづくりに取り組みます。</p>                                                   | 高齢者支援課<br>福祉事務所<br>地域支援課        |
| ④ 子育て・介護のための生活環境の整備                      | <p>ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化の推進などにより、子どもと子育て中の人、高齢者とその介護者等が安全で安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。</p>                                                                                                     | 高齢者支援課<br>福祉事務所<br>建設課<br>地域支援課 |

## 重点目標 8

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

#### 【現状と課題】

多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが求められています。

市民の意思を市政に取り入れる審議会・委員会等は、政策や方針を決定する重要な役割を担っていますが、本市の委員会・審議会等委員への女性の登用状況は、18.7%（令和3年3月31日現在）であり、女性の声が十分に反映できているとは言えない状況です。

このような状況を改善するためには、市が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市民、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

| 施策の方向① あらゆる分野における女性の参画の拡大      |                                                                                                                                                                                                             |                         |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 施策の概要                          | 内容                                                                                                                                                                                                          | 担当課                     |
| ① 行政分野における女性の参画の拡大             | 行政のあり方や実施される施策は、市民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、固定的性別役割分担意識を助長することになりかねないため、行政サービスの受益と負担で性別によって不均衡や不公平が生じることなく、男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう、その政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。                                                      | 総務課<br>企画課<br>農業委員会     |
| ② 雇用分野における女性の参画の拡大             | 雇用分野において女性の参画機会を確保することは、女性の自己実現と経済的自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは、労働力の確保にとどまらず、これまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ、新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど、経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について、社会の理解を広め、企業に対して、女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。 | 総務課<br>経済観光課            |
| ③ 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大 | 農林水産業・商工業等自営業の経営において、女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、農林水産業及び商工業関係団体に対する普及・啓発を行い、女性の登用を働きかけます。                                                                                          | 農林水産課<br>経済観光課<br>地域支援課 |
| ④ その他の分野における女性の参画の拡大           | 各種機関や団体、組織において女性の能力が発揮されることは、それぞれの団体や組織、業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性リーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。                                                                                                      | 関係各課                    |
| ⑤ 女性の人材育成及び人材情報の整備             | 女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を促進します。                                                                                                                                                       | 関係各課                    |